

役員等に対する報酬等の支給基準

1. この基準において役員等とは、理事・監事・評議員・評議員選任解任委員・第三者委員をいう。
2. この基準において報酬等とは、報酬・退職慰労金をいう。
3. 役員等の報酬等については、非常勤の役員等が理事会・監事会・評議員会・会議等に出席した時は、報酬として日額 5,000 円（税別）を支給する。
非常勤の理事・監事・評議員が退職した時は、退職慰労金として在任 1 年につき 10,000 円（税別）を、非常勤の理事長が退職した時は、退職慰労金として在任 1 年につき 20,000 円（税別）を支給する。
ただし、職員として給与の支給を受ける役員等には適用しない。
4. 報酬等の支給方法は、報酬は当該会議に出席した都度、退職慰労金は退職した都度、現金で支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
5. 理事及び監事に対して、各年度の総額が 900,000 円を超えない範囲で支給することができる。

平成 30 年 5 月 23 日制定

令和 3 年 6 月 11 日改定